

ピアザ淡海あり方検討会議規約の改正について

1. 改正の趣旨

利活用方針策定後の方針の具体化について、ピアザ淡海あり方検討会議において検討協議するために必要な改正を行う。

2. 改正の内容

第3条（検討協議の内容）を次のとおり改める。

旧	新
<p>(検討協議内容)</p> <p>第3条 本会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を検討協議する。</p> <p>(1)ピアザ淡海の老朽化対応に係る基本的な考え方の検討、調整</p> <p>(2)建物の利活用に係る民間事業者の意向把握</p> <p>(3)民間事業者の提案等を踏まえた個別施設の意向確認、調整</p> <p>(4)<u>今後の利活用方針の取りまとめ</u></p>	<p>(検討協議内容)</p> <p>第3条 本会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を検討協議する。</p> <p>(1)ピアザ淡海の老朽化対応に係る基本的な考え方の検討、調整</p> <p>(2)建物の利活用に係る民間事業者の意向把握</p> <p>(3)民間事業者の提案等を踏まえた個別施設の意向確認、調整</p> <p>(4)<u>民間運営に係る民間事業者の公募</u></p> <p>(5)<u>その他ピアザ淡海利活用方針の具体化に向けた調整</u></p>